

第1号議案 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）
について

1. 改正の趣旨

- 新規の参加団体があったため、これを改めるもの。

2. 改正内容

- ① 別表に、「山形県ハイヤー・タクシー協会」を追加する。

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 施行年月日

令和3年12月21日

【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の別表の改正(案)について

新(改正後)		旧(改正前)				
別表	構成団体	備考	構成団体	備考	根拠条項	根拠条項
鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	鶴岡市	庄内交通㈱	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号	第6条2項1号
庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	庄内交通㈱	(一社)山形県バス協会	庄内交通㈱	第6条2項2号	第6条2項2号
(一社)山形県バス協会	/	/	(一社)山形県ハイヤー協会	(一社)山形県バス協会	/	/
(一社)山形県ハイヤー協会	/	/	(一社)山形県ハイヤー協会	(一社)山形県ハイヤー協会	/	/
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	/	/	(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	/	/
山形県交通運輸産業労働組合協議会	/	/	山形県交通運輸産業労働組合協議会	山形県交通運輸産業労働組合協議会	/	/
山形県ハイヤー・タクシー協会	<u>/</u>	<u>/</u>	国土交通省酒田河川国道事務所	国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	/
区域内の道路管理者	/	/	山形県庄内総合支庁道路計画課	山形県庄内総合支庁道路計画課	/	/
山形県庄内総合支庁道路計画課	/	/	鶴岡警察署	鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号
鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号	鶴岡市町内会連合会	鶴岡市町内会連合会	利用者代表	/
鶴岡市町内会連合会	利用者代表	/	鶴岡市自治振興会連絡協議会	鶴岡市自治振興会連絡協議会	/	/
鶴岡市自治振興会連絡協議会	/	/	藤島町内会長連絡協議会	藤島町内会長連絡協議会	/	/
藤島町内会長連絡協議会	/	/	羽黒区長会	羽黒区長会	/	/
羽黒区長会	/	/	柳引区長会	柳引区長会	/	/
柳引区長会	/	/	朝日地域自治会連絡協議会	朝日地域自治会連絡協議会	/	/
朝日地域自治会連絡協議会	/	/	温海地域自治会会长会	温海地域自治会会长会	/	/
温海地域自治会会长会	/	/	鶴岡市老人クラブ連合会	鶴岡市老人クラブ連合会	/	/
鶴岡市老人クラブ連合会	/	/	鶴岡市身体障害者福祉協会	鶴岡市身体障害者福祉協会	/	/
鶴岡市身体障害者福祉協会	/	/	鶴岡市農業協同組合女性部	鶴岡市農業協同組合女性部	/	/
鶴岡市農業協同組合女性部	/	/	出羽三山精進料理プロジェクト	出羽三山精進料理プロジェクト	/	/
出羽三山精進料理プロジェクト	/	/	東北運輸局山形運輸支局	東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	/
東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	/	山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	/	/
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	/	/	鶴岡商工会議所	鶴岡商工会議所	/	/
鶴岡商工会議所	/	/				